

復原性計算機（タイプ 3）の損傷ケースの定義に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 U 編

改正理由

船上に搭載する復原性計算機の機能, 計算精度及びその承認等について, IACS は, IACS 統一規則 L5 を 2004 年に制定した。本会では, 2017 年に採択された同統一規則の最新版 (Rev.3) を既に本会規則に取り入れている。

同統一規則では, 復原性計算機 (タイプ 3) に要求される船側損傷ケースについて, 左右それぞれの舷の船側損傷ケースを定義すべきとの明確な規定がされていなかった。

これについて, IACS にて検討を行った結果, 片舷の損傷ケースでの損傷時復原性計算の実施は, 完全に左右対称な構造や積付状態であれば, 可能であるものの, そのような構造や積付状態は, 本船上の機器の据付や実際の貨物積載を考慮すると現実的でないとの結論に至った。

これを受けて, IACS では, 復原性計算機 (タイプ 3) の損傷ケースの事前定義は, 左右それぞれの舷の船側損傷ケースも定義すべきとの点を明確にするべく当該統一規則を改正した。

このため, 採択された IACS 統一規則 L5(Rev.4)に基づき, 関連規定を改めた。

改正内容

復原性計算機 (タイプ 3) のソフトウェアへの損傷ケースの事前の定義について, これを, 損傷時復原性要件により要求されるすべての損傷ケースの定義とする旨, 改めた。

改正条項

鋼船規則検査要領 U 編 附属書 U1.2.2 1.2.2